

## 人事行政の運営等の状況

つるぎ町人事行政の運営等の状況に関する条例(平成18年条例第7号)に基づき、平成26年度における本町の人事行政の運営の状況を公表します。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 職員採用の状況(平成26年度)

職 種	採用者数
一般事務職	7人
保育士	4人
計	11人

#### (2) 退職の状況(平成26年度)

職種 \ 区分	定年退職	勸奨退職	普通退職	その他	計
一般事務職	8人	1人	1人	0人	10人
福祉職	1人	0人	0人	0人	1人
計	9人	1人	0人	0人	11人

#### (3) 再任用の状況(平成26年度)

職種 \ 区分	常時勤務職員	短時間勤務職員
一般事務職	0人	1人
計	0人	1人

#### (4) 部門別職員数の状況と主な増減理由(平成26年4月1日現在)

部門 \ 区分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
	平成25年	平成26年			
一般行政部門	議 会	3人	2人	▲ 1	退職による減員のため
	総 務	39人	41人	2	火葬場建設計画による業務増加のため
	税 務	11人	11人	0	
	民 生	58人	59人	1	臨時特例給付金給付事務等による業務増加のため
	衛 生	17人	14人	▲ 3	事務の統廃合・縮小等
	労 働	1人	1人	0	
	農林水産	20人	20人	0	
	商 工	10人	8人	▲ 2	事務の統廃合・縮小等
	土 木	22人	24人	2	下水道事業からの事務移管による増員のため
小 計	181人	180人	▲ 1		
教 育	32人	33人	1	新設事業等による業務増加のため	
普通会計計	213人	213人	0		
公営企業等会計部門	病 院	147人	144人	▲ 3	欠員不補充による減員のため
	水 道	11人	11人	0	
	下 水 道	3人	1人	▲ 2	土木部門への事務移管による減員のため
	その他	20人	19人	▲ 1	退職による減員のため
	小 計	181人	175人	▲ 6	
合 計	394人	388人	▲ 6		

#### (5) 年齢別職員数の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	0人	14人	26人	43人	42人	50人	43人	38人	35人	44人	52人	1人	388人

## 2 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度の人件費率
平成25年度	人 10,369	千円 7,464,465	千円 295,514	千円 1,703,605	% 22.82	% 21.16

### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費			計 B	一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当		
平成25年度	人 212	千円 790,730	千円 82,930	千円 285,230	千円 1,158,890	千円 5,466

(注)職員手当の額には、退職手当を含みません。

### (3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.1 歳	316,800 円	354,425 円
技能労務職	47.3 歳	287,000 円	302,632 円
教 育 職	46.2 歳	300,600 円	311,308 円

### (4) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	つ る ぎ 町	国
一般行政職	大学卒	172,200 円
	高校卒	140,100 円

### (5) 職員の手当の状況

#### ア 期末・勤勉手当(平成26年4月1日現在)

区 分	期 末 手 当	勤 勉 手 当
6 月期	1.225 月分	0.675 月分
12 月期	1.375 月分	0.675 月分
計	2.600 月分	1.350 月分
加 算 措 置	職制上の段階、職務の級等による加算措置あり	

#### イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

区 分	自 己 都 合	勸 奨 ・ 定 年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.570 月分
勤続35年	43.70 月分	52.440 月分
最高限度額	52.44 月分	52.440 月分
加算措置	定年前早期退職特例加算(2%~20%)	

#### ウ 扶養手当(平成26年4月1日現在)

扶 養 親 族	配 偶 者 有 り	配 偶 者 な し
配 偶 者	13,000 円	
1 人 目	6,500 円	11,000 円
その他扶養親族	6,500 円	6,500 円
15~22歳の子の加算	5,000 円	5,000 円

エ 住居手当(平成26年4月1日現在)

区 分	支 給 月 額
借 家	家賃の額に応じて支給(支給限度額27,000円)
持 家	平成21年度廃止

オ 通勤手当(平成26年4月1日現在)

自動車等の使用者	片道の使用距離が2km以上60km未満の職員に2,000円～23,600円を支給 片道の使用距離が60km以上の職員に24,500円を支給
----------	--

(6) 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	給 料 月 額 等
給 料	町 長 754,000円
	副 町 長 604,000円
	教 育 長 553,000円
報 酬	議 長 274,000円
	副 議 長 233,000円
	議 員 195,000円
	期 6月期 1.40月分 末 12月期 1.55月分 手 当

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(標準的なもの)(平成26年度)

1週間の勤務時間	38時間45分
1日の勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休憩時間	正午から午後1時まで

(2) 休暇等の取得状況(平成25年1月1日から平成25年12月31日)

年次有給休暇平均取得状況	12.6 日
介護休暇取得者数	0 人
育児休業取得者数(平成25年度中に新たに取得した者)	3 人

(3) 主な特別休暇(平成26年4月1日現在)

種 類	付 与 日 数 等
公民としての権利を行使する場合の休暇	必要と認められる期間
証人等として官公署等へ出頭する場合の休暇	必要と認められる期間
骨髄提供者となる場合の休暇	必要と認められる期間
ボランティア活動に参加する場合の休暇	5日以内
結婚する場合の休暇	7日以内
出産に係る産前の場合の休暇	産前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)
出産に係る産後の場合の休暇	産後8週間
生後1年に達しない子を保育する場合の休暇	1日2回、それぞれ30分以内
妻が出産する場合の休暇	2日以内
育児参加をする場合の休暇	5日以内
父母、配偶者、子の看護のための休暇	1年に5日以内(家族が2人以上の場合は10日)
短期の介護をする場合の休暇	1年に5日以内(要介護者が2人以上の場合は10日)
親族が死亡した場合の休暇	死亡した親族によって1日から10日以内
父母、配偶者、子の祭日	1日以内
夏期休暇	3日以内(7月1日～9月31日までの期間内)

4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況(平成26年度)

(1)分限処分の状況

処分の内容	処分した職員数	処 分 の 事 由
免 職	0 人	
休 職	0 人	
降 任	0 人	
降 給	0 人	

(2)懲戒処分の状況

処分の内容	処分した職員数	処 分 の 事 由
免 職	0 人	
停 職	0 人	
減 給	0 人	
戒 告	0 人	

5 職員のサービスの状況

地方公務員法第30条では、全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力でこれに専念しなければならないとされています。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員には命令に従う・秘密を守る義務や信用失墜行為・争議行為の禁止、営利企業等の従事、政治行為の制限などが課せられています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況(平成26年度)

(1)職員研修の状況

○本町主催の研修

研 修 名	受 講 者 数
人権研修	279 人

○徳島県自治研修センター等主催の研修

研 修 名	受 講 者 数
市町村職員研修 I	5 人
市町村職員研修 II	8 人
市町村新規採用職員(前期)研修	10 人
市町村新規採用職員(後期)研修	10 人
市町村係長級研修	2 人
市町村課長補佐級研修	4 人
市町村課長級研修	9 人
簿記講座 I・簿記講座 II	5 人
事例で学ぶ民法講座(前・後編)	1 人
市町村パソコン研修	3 人
市町村職員パソコン研修	2 人
市町村税務職員研修	2 人
市町村地方公営企業法改正対応研修	4 人
市町村交渉力向上研修	1 人
市町村職場ストレスマネジメント研修	1 人
メンター(新人職員指導者)養成講座	1 人
不当要求行為等対策職員研修	2 人
行政法入門講座	1 人
窓口英語レッスン(初級編)講座	2 人

○派遣研修等

研 修 名	受 講 者 数
徳島県政策創造部地域振興局市町村課	1人

(2)勤務成績の評定の状況

現在のところ実施していない。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況(平成26年度)

地方公共団体は、地方公務員法により、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する計画を樹立し、実施することが義務づけられています。

(1)制度ごとの加入団体の状況

区 分	加 入 団 体
福 利 厚 生 制 度	徳島県市町村職員互助会 徳島県教職員互助会
共 済 制 度	徳島県市町村職員共済組合 公立学校共済組合
公 務 災 害 補 償 制 度	地方公務員災害補償基金

(2)健康診断の状況

区 分	受 診 者 数
定 期 健 康 診 断	89人
人 間 ド ッ ク	105人

(3)措置要求・不服申立ての状況

勤務条件等に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分についての不服申立ての状況	0件